

■ 概要

- 感染症法第10条に基づき、**国が定める**感染症の予防の総合的な推進を図るための**基本指針**（法第9条）**に即して**、感染症の予防のための施策の実施に関する**予防計画**を定めなければならない。
- 法改正に伴い、平時からの備えを確実に推進するため、都道府県の「**予防計画**」の記載事項を充実。記載事項を追加するとともに、**病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保**について**数値目標**を明記。

■ 予防計画策定に係る協議・意見聴取

- 協議 … 都道府県連携協議会において協議しなければならない。
- 意見聴取 … 市町村(保健所設置市を除く。)の意見を聴かななければならない。
※保健所設置市は、計画策定の協議に係る連携協議会の構成員とする。

■ その他の計画との整合性

- 次の各計画と整合性を図らなければならない。
 - ・ 都道府県**医療計画**
 - ・ 都道府県**行動計画**
- 法改正に伴い、新たに、**保健所設置市等は、都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない**こととなった。

都道府県が予防計画において定める事項

【感染症法】

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

新計画事項	現計画事項
2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。	2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
3 第一項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。	3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

都道府県感染症予防計画の主な協議事項

■ 医療体制の確保

法改正に伴い、新たに、新型インフルエンザ等感染症等が発生し、対策を講じる必要がある間（新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間）の医療体制等の確保のため、次の項目を協議する必要がある。

■ 主な協議項目

協議項目	概要
1 公的医療機関 (第36条の2)	<p>【公的医療機関等の医療の提供の義務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次の事項を提供 <ol style="list-style-type: none"> ① 入院させ、必要な医療を提供すること。 ② 診療を行うこと。 ③ 入院以外の方からの体温その他の健康状態の報告を求めること。 ④ 措置を講ずる医療機関に代わって新型インフルエンザ等感染症等の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。 ⑤ 感染症予防等業務関係者を確保し、医療機関等に派遣すること。
2 医療措置協定 (第36条の3)	<p>【医療機関の協定の締結等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 各項目【 ①病床 ②発熱外来 ③自宅療養者に対する医療提供 ④後方支援 ⑤人材派遣 】 ② 個人防護具の備蓄の実施、その内容 ③ 備蓄に要する費用の負担の方法 ④ 医療措置協定の有効期間 ⑤ 医療措置協定に違反した場合の措置 ● 協議が整わないときは、都道府県医療審議会(医療法)の意見を聴くことができる。医療審議会の意見を尊重しなければならない。
3 検査等措置協定 (第36条の6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、検査機関、宿泊施設等と協議し、次に掲げる事項を協定締結する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる機関等の区分に応じ、講ずべき措置として、定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 病原体等の検査を行っている機関 イ 宿泊施設 ウ ア及びイに掲げるもの以外の機関又は施設 ② 個人防護具の備蓄の実施、その内容 ③ 備蓄に要する費用の負担の方法 ④ 検査等措置協定の有効期間 ⑤ 検査等措置協定に違反した場合の措置
4 流行初期医療確保 (第36条の9)	<p>【流行初期医療確保措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療提供義務医療機関、協定締結医療機関が、感染初期の段階において、入院・外来を対応の確保。

北海道感染症予防計画の協議内容等

《体系図》

北海道感染症対策連携協議会

新型コロナウイルス感染症対策専門会議

(5類移行後は「新興・再興感染症等対策専門会議」に名称等変更)

医療体制専門部会【R5年度臨時】

《協議会等概要》

協議会	設置目的	協議事項	構成員(案)
北海道感染症対策連携協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の2に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図り、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、感染症の予防対策等について協議を行う	<ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症危機管理についての企画・立案に関する事。 (2) 感染症の流行に係る情報収集・提供に関する事。 (3) 感染症予防対策に関する事。 (4) 感染症予防のための情報提供及び予防接種に関する事。 (5) その他必要な事項 	北大・札医大・旭医大(各病院長)、道医師会、獣医師会、北大(公衆衛生)、札医大(感染症)、旭医大(寄生虫)、北大(獣医学)、旭医大(感染症)市長会、町村会、検疫所、第一種感染症指定医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、病院協会、自治体病院協会、地方・地域センター病院、社会協議会、知的障がい福祉施設、老人保健施設協議会、老人福祉施設協議会、消防長会、保健所設置市
新型コロナウイルス感染症対策専門会議	新型コロナウイルス感染症及び新興・再興感染症等対策の推進を図る	<ol style="list-style-type: none"> (1) サーベイランス・情報収集に関する事 (2) 医療提供体制に関する事 (3) 予防・まん延防止対策に関する事 (4) その他必要な事項 	道医師会、北大、札医大、旭医大、薬剤師会、看護協会、地方・地域センター病院協議会、病院協会、検疫所、消防長会、札幌市保健所、感染症指定医療機関、保健所設置市
医療体制専門部会【R5年度臨時設置】	新型コロナウイルス感染症等の推進を図るため、感染症対策専門会議設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症等に係る医療体制等について、学識経験者、関係機関等の意見を聴取しつつ、より専門的・具体的に協議する	<ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症予防計画(新型コロナウイルス感染症のほか、新興・再興感染症等を含む)に係る医療体制等に関する事 (2) 感染症法等に基づく、医療措置協定等に関する事 (3) その他、感染症の医療体制に関する事 (4) その他必要な事項 	北大、札医大、旭医大、道医師会、薬剤師会、看護協会、医療関係団体、感染症指定医療機関、検疫所、消防長会、老人保健施設協議会

■ 北海道感染症予防計画の協議項目と協議の場

	項 目	数値目標設定項目	協議会	部会	備考
1	地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項		○		
2	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項		○		新設
3	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	・検査の実施件数(実施能力) ・検査設備の整備数	○	○	新設
4	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		○	○	
5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項		○	○	新設
6	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	・協定締結医療機関(入院)の確保病床数 ・協定締結医療機関(発熱外来)の医療機関数 ・協定締結医療機関(自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供)の医療機関数 ・協定締結医療機関(後方支援)の医療機関数 ・協定締結医療機関(医療人材)の確保数 ・協定締結医療機関(PPE)の備蓄数量	○	○	新設
7	宿泊施設の確保に関する事項	・協定締結宿泊療養施設の確保居室数☆	○	○	新設
8	新型インフルエンザ等感染症外出自粛患者又は新感染症外出自粛患者の療養生活の環境整備に関する事項		○		新設
9	知事による総合調整又は指示の方針に関する事項		○		新設
10	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	○		新設
11	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項		○		新設
12	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項		○		
13	当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項		○		6